

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡県最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年8月5日(月) 10:00～11:38

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)
大坪 知弘
平井 佐和子
丸谷 浩介(部会長)

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
河村 敏昭
小陳 武志
長嶋 良昭

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
庄崎 秀昭
松本 恭子
山口 洋志

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県最低賃金の改定について

(2) その他

前回の第2回専門部会をまとめますと、労働者側の主張といたしまして、福岡県の連合リビングウェイジを根拠に主張された1,080円を2年間かけて実現すると御主張なされ69円増の時間額1,010円を提示なされております。

使用者側は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く）の数値に着目し、福岡市と北九州市を比較して、高い方である北九州市の3.5パーセント増を根拠として33円増の時間額974円を提示されたということでございます。

以上の御主張でよろしかったでしょうか。

各 委 員

(相違なし)

部 会 長

それでは、現段階ではそれぞれが主張する金額に36円の開きがございますので、本日も労働者側、使用者側と公益委員との二者間の協議をしながら進めていきたいと思っております。

傍聴される方におかれましては、二者協議の際には一旦、退席していただき、その間控室でお待ちいただくことをあらかじめお願い申し上げます。事務局はその都度、控室への案内をお願いします。

二者協議に入る前に、公労使三者が揃っている場でお話しておくことがあればそれぞれお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、松本委員をお願いします。

松 本 委 員

福岡県商工会議所連合会の松本でございます。

今回も事務局にお願いしまして、資料をお配りしております。この資料のうち追加と記載していない資料については、以前から労働局から配布している資料から抜粋してまとめたものです。元資料の番号も記載しておりますので、少々見にくいものは後ほど御参照していただければと思います。

まず1ページでございます。

改めて、福岡県における中小企業小規模事業者の情報をお話しさせていただきます。本県の中小企業数、県内企業数の99.8パーセント、そのうち従業員20人以下の小規模事業者が83.4パーセントを占めております。

次の2ページでございます。

資本金1,000万円未満の小規模事業者において、付加価値額に占める人件費、つまり労働分配率は84.6パーセントでございます。利益の8割以上を人件費に充てている状況です。最低賃金改定により従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図っていくためには、特に中小事業者、小規模事業者が置かれている状況をよく押さえていく必要があると考えます。

まず、中小事業の景況感ですが同じく2ページの下の方ですけれども、これも資料の方には入っておりますが、ア、イ、ウとございますが、アの財務省福岡財務支局の法人企業景気予測調査では資本金1,000万円以上の中小企業ですがマイナス

2.6 です。中小企業基盤整備機構の中小企業景況調査、これは全国調査でございますが、マイナス 11.0 です。最後に日本政策金融公庫の福岡県中小企業動向調査、これは従業員の 20 人中小企業、小規模事業者でマイナス 6.3 となっております。特に小規模の企業ではコロナ禍から上向いてきたものの厳しい状況が続いております。

次の 3 ページです。

商工リサーチの調査だと思えますけれども、帝国データバンクの休業、廃業の状況が出ておりました。分析記載しておりますが、物価高、人件費の増加等が押し寄せ、さらなる経営悪化に陥る前に「あきらめ廃業」を余儀なくされた企業が発生した可能性があるとしてされています。

次の 4 ページです。

先ほど掲載された資料にも同じように出ておりましたが、黒字廃業の割合が減少しております。また後ほど資料はお渡ししたいと思えますが、倒産が増加しており、九州沖縄では 2024 年上期、前年比 31 パーセント増となっております。物価高が要因の倒産は 23.4 パーセント増と東京商工リサーチでは分析しております。

また、帝国データバンクの分析によりますと、2024 年上期の倒産で物価高倒産は過去最多となり、前年同期比 29.1 パーセント増となっており、また人手不足倒産は前年同期比 65.5 パーセント増となっております。

さらに信用金庫、主な取引先が中小企業や個人となる信用金庫でも物価高、人件費の上昇を受け、小口の倒産が増えており、それに備えて支援を強化することがあります。これにつきましては、資料を後ほどお渡ししたいと思います。

次の 5 ページでございます。

代位弁済、つまり信用保証付きの貸付金等が中小企業、小規模事業者の倒産などの事由により金融機関へ返済ができなくなった場合に、信用保証協会が金融機関に対して貸付残額を支払うものでありますが、福岡県信用協会の 6 月の代位弁済が約 25 億円。前年同期比 189.5 パーセントとなっております。

次の 6 ページでございます。

ここからは、中小企業の賃金改定の状況を述べたいと思えます。

日本商工会議所が実施した中小企業の賃金改定に関する調査によりますと、従業員数 20 人以下の賃上げの実施予定企業は 63.3 パーセントとなっておりますが、このうち業績を伴わない、いわゆる防衛的な賃上げが 64.1 パーセントとなっております。つまり業績が改善して賃上げを行ったのは全体の 23 パーセントにすぎない状況です。また 6 ページの下段は中央最低賃金審議会の目安額答申に掲載されている資料ですが、賃上げ率は正社員で 3.34 パーセント、パートアルバイトで 3.88 パーセントに留まっています。

次の 7 ページでございます。

全国商工会連合会の調査でも、4 パーセントを超える賃上げを実施したものは 2 割に過ぎず、半数は 2 パーセント未満の賃上げに留まっています。

7 ページの下段です。

なぜ、中小企業において物価高、人件費増の中、業績が改善しないかの要因としては、第1回で庄崎委員、第2回で山口委員から具体的に述べられたように価格転嫁が進んでいないことが挙げられています。

中小企業庁の調査によるとコスト分のすべてを転嫁できた企業は、原材料費で22.7パーセント、エネルギー費で17.8パーセント、労務費では17.6パーセントに留まっております。

次の8ページです。

小規模事業者が多い全国商工会連合会の調査では、労務費の3割以下しか転嫁できていない企業が約6割となっています。労務費の価格転嫁が進んでいない中、最低賃金を含む人件費の大幅な上昇は、中小企業の経営を圧迫すると考えています。

私ども商工会議所は、経営指導員を中心に日々の活動として、中小企業の経営者を訪問し、経営課題を聞き取り、課題解決に向けた支援を行っています。今年の5月からは、月2回取引適正化に関する専門相談窓口を設け、価格交渉の悩みをお聞きするとともに、交渉方法や公正取引委員会が出した価格交渉申込み様式の具体的な使い方、交渉の基礎となる資料の作成方法など、価格交渉が進むよう支援を行っています。

その中でも、サプライチェーンの川下になると、価格交渉、特に人件費に関しては交渉が進まないという現状をお聞きします。例えばB to C企業で、大手企業は値上げをしても、その値上げ分が川下にいる運輸企業などには値上げ分の反映はなされていない状況をお聞きします。

公正取引委員会の調査でも、例えばサービス業におきましては、サービスを最終的に受ける側では7割転嫁できたとしても、1次下請けでは56パーセント、2次では49パーセント、3次では43パーセントしか転嫁できていない状況がございます。中小事業者と価格転嫁が進んでいないという状況でございます。

最後に消費者物価が上昇している中、最低賃金を上げることに 대해서는、使用者側としても同意するものです。しかしながら、実際に賃金を支払うのは国や自治体ではありません。県内事業者の8割以上が従業員20人以下、サービス業等では5人以下の小規模事業者です。

また、その小規模事業者は利益の8割以上を人件費に充てています。

地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットの役割を果たしているのは、地域の中小・小規模事業者です。

最低賃金の改定に、法定3要素のうち生計費を重視するという考え方は理解できますが、法に定める通常の事業の賃金支払い能力も十分考慮することが、労働者の生活の安定と地域経済の発展につながることを改めて申し上げます。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、この後、公益委員が労働者側からお話を伺いたいと思います。その後使用者側の順に控室に参りたいと思います。

事務局は労働者側委員、使用者側委員をそれぞれの控室に御案内ください。
また、傍聴されている方も控室に案内してください。

(労使代表委員退室)

(傍聴人退室)

(公益代表委員と労働者代表委員との個別折衝)

(公益代表委員と使用者代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(傍聴人入室)

(議事再開)

部 会 長

それでは、審議を再開いたします。

本日も労使双方の御主張及び御意見をお伺いし、調整等を図ってまいりましたけれども、意見の一致には至りませんでした。

労働者側からの御意見としましては、3要素のうち福岡県においては本年に生計費と賃金を特に根拠として考えていきたいとのことです。そのうち生計費については、消費者物価が本日示された資料等をみると、正確な数字を出せるわけではないけれども、福岡の水準というのは物価の上昇が全国を上回る傾向にあるとのことです。それは確かなことと見ることができます。

そして、賃上げにつきましては連合が作成しました資料によりますと、春闘において300人未満の企業におけるベースアップの効力の額が9,359円であるということから、それを労働時間数で割ると54円の上昇がみられる。そうしたことから54円という形で主張したいとのことです。最終的には995円ということで御主張になりました。

それに対して、使用者側からの御意見としましては今回の御主張は物価上昇を上回ることを念頭に、賃金の改定状況を見たいということでありました。物価上昇を上回り、そして賃金改定状況調査のパート、アルバイトが3.7パーセントにあるということ、それから実際の賃金の上昇率全国平均が3.88パーセントであるということ、それらを考えると、おそらく福岡県としては、これよりも高い状況にあるのではないかということから4パーセントを主張され、つまり38円という形での御主張になりました。38円プラスで979円ということで御主張になったということでした。

これまでのところ、労使双方にかなり前向きな議論をしていただきましたけれど

も、まだ少し開きがあるというところでございます。

公益委員としては、あとわずかなところで合意ができるのではないかと考えておりますので、審議は次回予備日となっておりますが、第4回専門部会に持ち越すことにしたいと思っております。

なお、次回の第4回専門部会は最終日となります。公益委員としましては、ここまで議論を積み重ねてきましたので、何としても全会一致となるよう目指していきたくて考えておりますが、それには労使双方のそれぞれのお力添えがないと成立しないとなりますので、さらなる御理解と御検討をお願いしたいと思っております。

なお、それができないと最終的に公益委員が判断した場合には、公益見解を示し採決に至るということもあるかもしれません。最もこのような事態は避けたいと考えておりますので、皆様の御協力のほど、ぜひともお願いしたいと思っております。

部 会 長 次は議事（2）のその他ですが、何かございますか。

各 委 員 (意見等なし)

部 会 長 それでは、事務局から何かございますか。

賃金指導官 (次回の日程について説明)

部 会 長 ありがとうございます。

それでは改めて、次回は8月8日（木）10時から、場所は本日と同じ本館8階共用第7会議室です。

それでは、これもちまして専門部会を閉会とします。

大変お疲れ様でした。